

本学入学試験での感染症対策について

東京医科歯科大学
統合教育機構 入試課

新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザに罹患した者は、以下の期間、対面での試験を受験することはできません。

なお、罹患した者への追試験等の特別措置はありませんので、あらかじめご了承ください。

- 新型コロナウイルス感染症：
発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く）：
発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。

試験当日の体調管理については十分に注意してください。

- 新型コロナウイルス感染症は、2023年5月に感染症法での5類感染症となり、学校保健安全法施行規則で、出席停止が定められている感染症に含めて扱われることになりました。
- これに伴い、本学の2024年の入学試験では、他の受験生の皆さんへの感染対策のため、試験当日に、上記の出席停止が定められている感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）に罹患し出席停止期間中の場合には、原則として受験をご遠慮いただくこととしました。ただし、学校医等の医師が感染の恐れがないと認めた場合には、この限りではありません。

<お問い合わせ先>

東京医科歯科大学 統合教育機構入試課

○学部入試に関すること：学部入試係

Mail: nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp

○大学院入試に関すること：大学院入試係

Mail: nyu-grad-02.adm@tmd.ac.jp